



山形県公報

令和2年9月25日(金)

号 外 (27)

目 次

告 示

○家畜の注射の実施…………… (畜産振興課) … 1

告 示

山形県告示第682号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずる。

令和2年9月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 実施の目的
豚及びいのししの豚熱の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日及び場所
令和2年9月29日から令和3年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所
- 5 注射の方法
皮下又は筋肉内注射

令和2年9月25日印刷
令和2年9月25日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県